

千歳市都市公園の魅力向上に向けた キッチンカー等出店者 募集要項

令和8年度試行実施

1 実施目的

都市公園等において、利便性の向上や賑わいの創出、さらなる利活用の促進を図ることを目的として、キッチンカー等により飲食物等を販売する出店者を募集します。

なお、今年度は販売期間や実施公園、実施場所、実施条件等の制度設計を行うための情報収集及び店舗設置の可能性等について検討することを目的に試行として実施します。

2 実施概要

(1) 実施内容

キッチンカー等による飲食物等の販売

※酒類は禁止します。

※出店にあたっては申請および許可が必要です。

(2) 実施期間

令和8年4月25日(土)から令和8年10月31日(土)

※申請は、出店予定日の3ヶ月前から10日前までの間で受付します。

※応募多数の場合、先着順になりますので、必ずしも希望日に販売できるとは限りません。

※青葉公園ピクニック広場のキャンプ場、泉沢自然の森のキャンプ場、メムシ公園のバーベキューコーナー及びスケートボード施設は10月18日までの営業予定です。

(3) 出店可能時間

8:00~18:00

※準備及び撤収を含みます。

※販売時間は上記の時間の中で任意とします。

※上記以外の時間で出店を希望する場合は要相談

(4) 実施公園

- | | |
|-----------|-------|
| ・青葉公園 | 真町、泉沢 |
| ・泉沢自然の森 | 泉沢 |
| ・向陽台公園 | 文京3丁目 |
| ・勇舞すこやか公園 | 桜木3丁目 |
| ・指宿公園 | 大和4丁目 |
| ・遺跡公園 | 清流2丁目 |
| ・メムシ公園 | 根志越 |

(5) 実施場所

- ・各公園の駐車場及び広場のうち、指定する場所とします。



図 実施公園位置図

(6) 1日当たりの販売事業者数

- ・青葉公園 : 各場所 2 事業者
 - ・その他の公園 : 1 公園 2 事業者
- ※1 事業者あたり 1 台/日まで

(7) 付与する許可

公園内行為許可（千歳市都市公園条例第 2 条第 1 項）

(8) 徴収する公園使用料

- ・キッチンカー：1 日につき 720 円
- ※1 台につき 3m×8m の範囲とします。
 ※のぼり、看板等設置面積を含みます。
 ※設置をお願いする「無料休憩スペース」の面積は含みません。

3 申請方法

(1) 申請期間

申請は、出店予定日の3ヶ月前から10日前までの間で受付します。
申請者が多数の場合は申請の先着順とします。

(2) 必要書類

- 1) 千歳市都市公園行為許可申請書 <様式1>
- 2) 事業概要書 <様式2>
- 3) 誓約書（自筆署名または印） <様式3>
- 4) 営業許可証(写し)
- 5) 食品賠償保険等の証明書(写し)
- 6) 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書
- 7) 車検証の写し（キッチンカーの場合）
- 8) 販売車等の外観画像（イメージ図、パース等でも構いません）
- 9) 販売メニューの料金表
- 10) 販売品の画像

(3) 申請方法

千歳市の公園の指定管理者である「千歳市環境整備事業協同組合」のホームページのお問合せフォームまたは同組合事務所(千歳市上長都4番地5)まで提出してください。

千歳市環境整備事業協同組合のお問合せフォーム
: <https://web-ckk.com/contactform/>



4 出店資格・遵守事項等

(1) 出店資格

次の条件を全て満たす事業者（法人又は個人）であること。

- 1) 販売の実施主体であること。
- 2) キッチンカーやイベントテント等を保有・リースしている者、又は、その計画がある者。
- 3) 千歳市内で営業を許可されている公的機関が発行する営業許可証を有すること。
- 4) 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。
- 5) 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者。
- 6) 食品賠償保険等に加入している者。
- 7) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理）ができる者。

(2) 出店制限

出店する法人又は代表者若しくは個人が次に該当する場合には、出店できません。

- 1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- 2) 破産者であって、復権していない者。
- 3) 銀行取引停止処分を受けている者。
- 4) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者。
- 5) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者。
- 6) 申請業種について、申請日から過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- 7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者。
- 8) 国税及び地方税を滞納している者。
- 9) 暴力団関係者及びその繋がりとされる者。
- 10) 政治性、宗教性のある事業者。
- 11) 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者。
- 12) 公園の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者。
- 13) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受けている者。

(3) 遵守事項

出店にあたり、次に掲げる事項について遵守してください。

- 1) 許可内容を遵守すること。
- 2) 火気を使用する場合は、消防署と協議し必要な届出及び消火器具の設置を行い、十分な対策を行うこと。
- 3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- 4) 申請時に登録した販売品目以外の物を販売または広告等を行わないこと。
- 5) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。
- 6) 出店を中止する場合は、速やかに指定管理者に報告するとともに、自らのSNSやホームページ等でも周知すること。
- 7) 出店に係る権利は、他人に委託し又は譲渡することはできないこと。
- 8) キッチンカー及び資機材の搬入及び園内を移動するときは、ハザードランプを点滅させ、公園利用者を優先し徐行すること。
- 9) 移動等により舗装面、植栽、公園施設等を破損しないよう十分配慮すること。
- 10) 公園施設等を破損及び汚損等した場合は、速やかに指定管理者に届出をするとともに、原状回復の経費等については、出店者にて負担すること。
- 11) 公園内にある電気、水道・排水設備等は使用できません。販売に必要なものは全て出店者で用意すること。

- 12) 発電機等を使用する場合は、低公害、低騒音な機器を使用するとともに事故防止に必要な対策を講じること。また、電気コード等に足が引っ掛からないように安全対策を行うこと。
- 13) 販売中は、キッチンカーのエンジンを停止すること。
- 14) 移動販売車付近にゴミ箱を設置し、自店の販売物に関するゴミは責任を持って処分すること。
- 15) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
(車内で従業員が聞く程度は可)
- 16) 出店に際しての事故、苦情等のトラブルについては、出店者がその責任の一切を負うものとする。万が一、不測の事態等が生じた場合には、適切な対応をするとともに指定管理者に報告すること。
- 17) 閉店後、退園時は周辺の清掃を行い原状回復すること。
- 18) この要項又は公序良俗に反する行為及び出店を許可することが適切でないとき認めるときは、出店の許可を取消すことがあります。その際、出店者に損害が生じても市は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- 19) この要項に記載のない事項であっても、市や指定管理者が必要な措置と認めたときは、その指示に従ってください。
- 20) 出店期間満了又は出店を取消されたときは、自己の費用で、出店期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行うこと。ただし、市が承認した場合はこの限りではない。また、市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを出店者に請求すること。この場合において、出店者は何ら異議を申し立てることはできないこと。
- 21) 出店時には、指定管理者から送付される公園内行為許可書を携帯すること
- 22) 出店者は、出店スペースにゴミ箱を設置するとともに、適正な廃棄物処理（排水含む）を行うこと。
- 23) 出店による事故やトラブル等は出店者の責任において対処すること。市や指定管理者は一切関与しません。
- 24) 公園及び施設利用者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- 25) 公園内及び運動施設内での客引きや宣伝をする行為は行わないこと。
- 26) 運動施設内での禁煙等、公園や運動施設の使用に関するルールを遵守すること。
- 27) 利用者アンケートの QR コードを利用者が見やすい位置に掲示すること。

(4) 注意事項

- 1) 出店者は、出店場所の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任及び負担においてその損害を賠償すること。また、荒天や災害のほか、感染症拡大防止等を理由に市または指定管理者が出店中止とした場合であっても、市及び指定管理者は移動販売車（キッチンカー）による営業に関する経費の一切を支払いません。
- 2) 申請書等の記載に不備があった場合、申請を受け付けない場合があります。
- 3) 出店条件を遵守しない場合や、その他市が出店を不相当と判断した場合、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消すことがあります。また、出店者が許可の取消しを受けたことにより、出店者に損害が生じても、市及び指定管理者は一切その責めを負いません。
- 4) 申請及び出店に必要な経費については、申請者の負担とします。
- 5) 次に掲げる場合には営業を認めません。または、出店許可の取り消し、出店中止とする場合があります。
 - ① 催事等の実施により、出店を認めることが困難と判断したとき。
 - ② 天候等の影響で事故の恐れがあると判断したとき。

- ③ 災害時や緊急時等により、支障があると判断したとき。
 - ④ ごみの飛散、臭い等の苦情などにより、販売することが適切でないと判断したとき。
 - ⑤ 市及び指定管理者が特に必要と判断したとき。
- 6) 上記②、③により、市または指定管理者が出店日の前日までに出店許可の取り消しや出店中止とした場合、別日、別場所への振替えとします（その他の場合は振替しません）。ただし、希望日、希望場所に出店できない場合があります。また、材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証はしません。

(5) その他

- 1) SDGs の取組として、飲食物の販売に当たり、脱プラスチックへの取組を行うこと。
- 2) 誰もが利用できる公園の魅力向上に資する取組として、無料休憩スペース（ベンチ等）の設営・撤去などのご協力をお願いします。
- 3) 販売品の空き容器等のゴミ、残り汁、残飯を回収するとともに、購入者へゴミを販売店まで返却することや、自宅への持ち帰りを周知すること。また、キッチンカー等の周辺及び無料休憩スペースの清掃を実施し、販売時及び撤去後にゴミが無いようにすること。
- 4) 公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はしないでください。
- 5) 本要項に定めのない事項については、市と出店者で協議の上決定します。

5 実施結果の報告

出店日から 10 日以内に来店者数と販売品目別の売上げ、アンケートを提出してください。また、実施結果について個別にヒアリングさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

6 問合せ先

千歳市建設部都市整備課
千歳市東雲町 2 丁目 34 番地（本庁舎 3 階 31 番）
メールアドレス： toshiseibi@city.chitose.lg.jp
電話：0123-24-0697

【参考】各公園の出店場所（案）

現時点での出店可能と想定している場所です。

車両のサイズ等によっては、下記の場所で出店できない場合があります。現地を確認のうえ、ご相談ください。

現地状況等により、移動をお願いする場合があります。



青葉公園（中央広場付近）



青葉公園(テニスコート付近)



青葉公園(図書館付近)



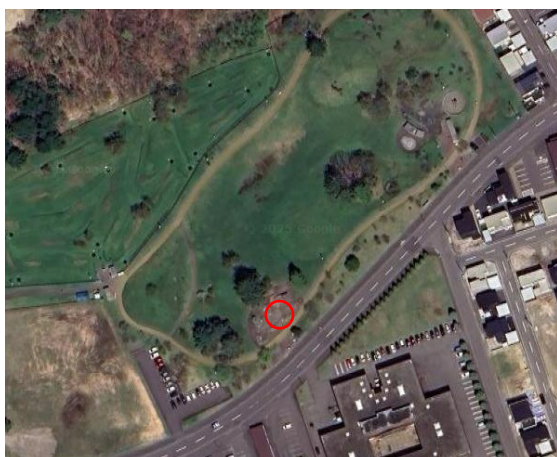
泉沢自然の森



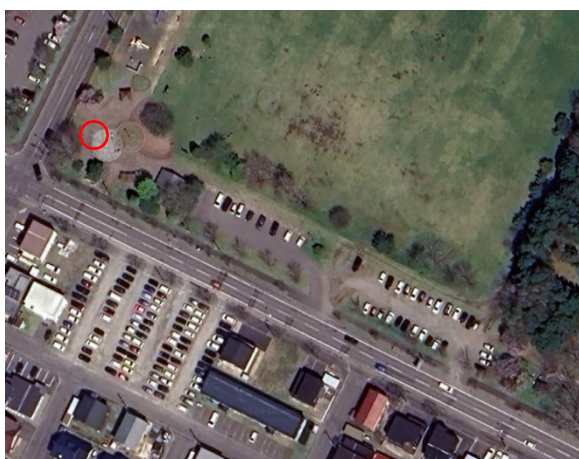
向陽台公園



勇舞すこやか公園



指宿公園



遺跡公園



メムシ公園